

平成27年度第3回府中市障害者等地域自立支援協議会
会議録

日 時：平成28年1月27日（水） 午前10時～午前11時30分

場 所：府中市役所北庁舎3階第2会議室

出席者：（敬称略）

< 委 員 > 上村好美、鈴木卓郎、犬飼知子、山内正、椛島剛之、
河井文、飯嶋智広、大塚雄二、古寺久仁子、永山豊和

< 事務局 > 松下障害者福祉課長、相馬障害者福祉課課長補佐、
長岡障害者福祉課主査、北川障害者福祉課事務職員、
布目障害者福祉課事務職員

傍聴者：あり

議 事：1 前回会議録の確認について

2 報告事項

（1）運営会議からの中間報告

（2）障害者差別解消法対応部会からの最終報告

（3）相談支援部会からの最終報告

（4）「ちゅうファイル」について

3 協議事項

平成28年度の専門部会及びスケジュールについて

4 その他

資 料：

【事前送付資料】

資料1 平成27年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会会議録
（案）

資料2 - 1 平成27年度障害者差別解消法対応部会最終報告

資料2 - 2 府中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要
領（案）

資料2 - 3 対応要領（案）提出時の鑑文（案）

資料3 - 1 平成27年度相談支援部会最終報告

資料3 - 2 報告書を受けて市からの進捗状況報告概要

【当日配付資料】

平成27年度第3回府中市障害者等地域自立支援協議会 席次表

開会

事務局

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまより平成27年度第3回府中市障害者等地域自立支援協議会会議を開会いたします。

本日の会議ですが、おおむね2時間程度を予定しております。ご了承をお願いいたします。

それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして進めてまいります。

(資料の確認)

それでは、議事に入りますが、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいますので、お入りいただきます。

(傍聴人入室)

事務局

ここからは、進行を会長をお願いいたします。

会長

では、改めまして、皆様おはようございます。時間も限られておりますので早速始めます。

1 前回会議録の確認について

会長

まず初めに、議題1、前回会議録の確認についてです。こちらを、まず事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1について説明)

会長

何か、言い回しとか、こちら辺は訂正してほしいというようなものがございましたら、ご意見を伺いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

会長

それでは、このとおりで公開の手続に入らせていただきたいと思います。

2 報告事項

(1) 運営会議からの中間報告

会長

それでは、議題2、報告事項。

まず、(1) 運営会議からの中間報告をお願いします。

委員

運営委員会からの中間報告は特にございません。

会長

今回は運営会議を開催していないということで、特段の報告がないということですので、終わらせていただきます。

(2) 障害者差別解消法対応部会からの最終報告

会長

続きまして、報告事項(2) 障害者差別解消法対応部会からの最終報告をお願いします。

委員

資料2-1をご覧ください。

第1回の会議から第3回までは前回の中間報告で報告済みですので、今回は、第4回会議についてご報告いたします。

第4回会議は、1月に行いました。内容といたしましては、中間報告で部会から提案させてもらった内容を入れていただいて、事務局で府中市の対応要領(案)を作成していただきましたので、その内容についての検討が中心でございます。そのほかに、部会で作成しました合理的配慮の事例集の修正などをいたしました。

今回の会議の結果、部会として提出しました資料が資料2-2と2-3がありますので、ご覧ください。

資料2-2ですけれども、こちらは幾つかの資料が合体しているのですけれども、最初のほうが、事務局がつくってくださった対応要領(案)の府中市版でございます。こちらは、もともと内閣府が提示しております内容を、基本的には同じものを使っておりまして、そこに府中市独自の内容を盛り込んだり修正したりということで作っております。

1ページ目は、特に修正はございません。

2ページ目、下のほうですけれども、相談体制の整備の第6条の2「相談等を行うとする者は」のところで「対面」という文言がもともと入っていなかったのが追加いたしました。それから、「メール」のところに「電子メール」と「電子」を追加い

たしまして、こちらが今回追加した部分でございます。

それから、第6条の3「第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、」の後に「障害者福祉課に集約し、」と書いてあるのですけれども、こちらは府中市で検討されて、障害者福祉課に集約することになったかと思うのですが、相談内容が府中市職員の対応に関する相談内容になりますので、職員の対応ということであると、本来職員課が担当することになるのではないかという疑問点が部会内で挙がりまして、こちらについては、後で事務局に経緯等についてご回答いただければと思います。

次のページも特段追加する点等はありませんけれども、案の時点では、府中市から頂戴したときには施行日が4月1日と入っていたのですが、今回提出するものでは抜けているので、日付はまだ未定なのかなというところが私どもはちょっと疑問に思いました。

次は、「別紙1」と書いてあるのですけれども、こちらは、対応要領に係る留意事項という内容になってまいります。

こちらも、基本的には内閣府がつくっている留意事項についてそのまま使っている部分が多いのですけれども、今回追加しているところとしましては、このページの下のほうにアンダーラインが引いてある箇所が2カ所あります。「なお」から始まる3行目の「なお、『客観的に判断する』とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような『客観性』が必要とされるものである。」、こちらは部会で追加した内容になりますが、厚生労働省の事業者向けガイドラインから引用しています。

それから、一番最後の「職員は」のところから始まって、アンダーラインの「理解を得るように努めるとともに代替策を提示することが望ましい。」、こちらは、部会で提案し、府中市で織り込んだ内容になります。事務局で入れてもらっています。

次に第6合理的配慮の具体例まで進んでいただきまして、こちらもアンダーラインを引いていただいた「合理的配慮の内容は」以下の部分が事務局で追加していただいた部分になります。ほかは、基本的には内閣府のつくったものとほぼ同じ、「府中市は」と書きかえてある以外はほぼ同じかと思えます。

続きまして、左上に「別紙2」と書いてありますが、こちらは部会で作成しました合理的配慮の事例集になります。

こちらの修正ですけれども、中間報告の段階では「事例集」という名前だったのですけれども、何とかしてほしいという要望の表現を使っているところが多数ありましたので、そちらの表現を修正いたしました。また、精神障害の方の部分については、特に理由を示していたのですけれども、理由の示し方を文の後に括弧書きで示すというふうに全体を統一いたしました。

お読みいただいていると思いますので、細かいところを全部お伝えはしないのですけれども、物理的配慮の部分で言いますと、スロープ板の準備をするというような項目が中間報告時点では入れてあったのですが、今回はバリアフリー法で規定されてお

りますので、各所、対応されているはずだろうということで削除いたしました。

最後のページになりますけれども、(3)ルール・慣行の柔軟な変更で終了になっているのですが、中間報告の時点では、この後に(4)その他として職員の採用とか研修に関する事、当事者団体への配慮、市から民間事業者に働きかけてほしいことなどを記載していたのですが、事例集という名前のものに載せるにはちょっとそぐわないということで、今回そちらも削除しました。そのかわり、その内容は市に伝えたいものでありますので、市長に提出する際の鑑文のほうに内容を盛り込むことにしました。そちらの鑑文を資料2-3として添付しております。この鑑文は会長につくっていただきましたので、ご説明をお願いいたします。

会長

今までの自立支援協議会の市長への答申文にも必ず「はじめに」というところで一文を載せておりますので、今後、こちらを市長に提出することになりますので、その鑑文ということで作成いたしました。

皆様からのご質問、ご意見を伺う前に、今、福祉課に対しての確認ということで2点ほど挙げられましたので、相談を障害者福祉課に集約するという点と、附則の平成28年 月 日というところの空欄の部分について説明いただければと思います。

事務局

まず、資料2-2において、2ページ目の「障害者福祉課に集約し」というところですが、現状、対応要領について、市の職員課に話をしに行ったところ、府中市としては、ほかにもいろいろな協議会がありまして、そこから出てきたときに、基本、主管課がメインでやっているようなところがあると。職員課のほうの方がやるのに、こちらからすると、まだちょっと抵抗があるのかなということがあります。答申をいただいてから、また話をしに行って、場合によってはここが、今は「障害者福祉課」になっていますけれども、この対応要領自体は職員に対するものなので、「職員課」になることもあり得ると思います。

また、仮に「障害者福祉課」のままであるならば、今後、差別解消法の施行に当たっては、私が研修を受けた中では、対応要領の作成、それから啓発、相談体制を充実することと協議会の設置を内閣府から教えていただいている中で、仮に協議会が立ち上げられたときには、現状、府中市の職員の対応の中でこういうことが上げられてというのが、職員課よりもうちのほうがわかっていて、協議会のほうに意見として出しやすいのかなという、もしそういうふうになったら、なったところで対応していきたいとも考えております。

それもありまして、3ページ目の日付ですが、本来は「4月1日」としたいところなのですが、内部事情といいますか、しっかり対応要領を作成するに当たって、もともと市のいろいろな決め方からすると、他市の状況とかを踏まえてみたいなどこ

ろがあったりするので、なるべく4月1日を目指したいのですが、その辺の他市の状況等を把握しながらやっていきたいというところで、日付が入っておりません。

以上です。

会長

市役所内でのいろいろな事情もあるということで、こういう形になっているというご説明でした。

この対応要領（案）につきまして皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

内容に関してということではないのですが、この対応要領（案）が、この先、この自立支援協議会の資料として公表されることになるのですか。市民の方たちにも目にする機会があるようなものになるということなのでしょうか。

事務局

実際に、まず、会議録自体が公開されていますので、この内容についてもインターネット上では公開されていくものと認識しております。

この形は、あくまでも今のところの案で、このまま府中市で対応要領を作成したときには、正式には、自立支援協議会の意見を踏まえて作成されたものということで、「（案）」がとれたものがさらにまた公開されていくような流れになります。

委員

先ほど、実際に対応要領ができた後に、それを管理、啓発していく流れという話をされていまして、その際に、実際にできた対応要領を、対応される側も、障害を持っていらっしゃる方たち自身が目にする機会も恐らくあるのではないかと思います。そのときに、対応要領の文章自体は正直言ってなかなか読みづらいというのが私の感想で、送っていただいて、私も見たのですが、なかなか難しい文章だなという印象だったので、対応要領自体も、こういう形でまとめられていいと思うのですが、実際に何がこの先、このような要領を市がつくってやっているということを何らかの別な形で、当事者の方たちにもわかりやすいものを、こういうことに配慮していますという、この事例集なども、そういう意味ではとてもわかりやすい形になっていると思いますから、この内容自体に関しても、何かしら啓発の過程で、ご本人たちにもわかりやすいものをつくっていただけるといいかとも思いました。

会長

実際につくられるときには、これはパブコメにはかからないのですか。

事務局

かからないです。

会長

かからない。内閣府のところは、パブコメに1回かかったと思いますがけれども、府中市はかけない。

事務局

これは、服務規程的なところからすると、パブコメとかはやらずに、多分、中だけで終わってしまうと思います。

今、当事者の方にもわかりやすくというところであれば、まずは広報に載せて、載せられるのかどうか、服務規程だから載せないような気もしますが、何かしらPRできるときには、府中市としてもこういうものをつくりましたというところで、よりわかりやすい文章で、これを見ただけで多分、目で追うのがもう嫌になってしまうだろうというところがありますので、もうちょっとわかりやすく工夫してPRできたらと思っております。

会長

あくまでも府中市の対応要領なのでこういう形なのですけれども、願わくば、これを参考に、市内の一般の民間の事業者であるとか、他の公共的な部分も含めて、社協もそうなのでしょうが、そういったところもこういう形で対応していただきたいという願いもありますので、内閣府の場合は、フォーラムとかを各地でやってアナウンスをしておりますので、そういった形をとれるかどうかわかりませんが、ある程度わかりやすい形でいろいろな方にお知らせするという努力は必要なのだろうと思います。その際には、先ほど説明がありました協議会でやるのか、こちらでやるのか、その辺はこれからの協議の過程で決まっていくと思いますが、何らかのアクションをしていくことは必要だろうとは思っています。

それでは、ほかに何かご意見、ご質問があれば。

(発言する者なし)

会長

それでは、一応この内容で市長に答申するというので、具体的な答申の日時につきましては、事務局と調整して進めて、施行が4月1日ですので、それより前にきちんと伝わるようにしていきたいと思っておりますので、事務局はよろしく願いいたします。

(3) 相談支援部会からの最終報告

会長

それでは、報告事項(3)相談支援部会からの最終報告をお願いします。

委員

それでは、平成27年度相談支援部会の最終報告をさせていただきます。こちらの資料3-1に沿って説明していきたいと思います。

本年度の相談支援部会の検討内容といたしましては、平成27年3月に第4期府中市障害者等地域自立支援協議会報告書においてまとめました相談支援部会のまとめ、府中市における障害者相談支援の課題及びその解決策についての提言といったものを平成27年3月の報告書でまとめておりますので、その提言の内容につきまして、府中市としての政策見解を求め、さらに、府中市内の相談支援事業所に現状のヒアリングを行いました。その上で、府中市内の特に指定特定相談支援事業、いわゆる計画相談支援と言われるものですね、その現状と課題を障害者、それから障害児の双方について協議したというのが、今年度の相談支援部会の主な活動の内容になっています。

会議の報告については、第1回、第2回、第3回の会議までは前回の本会議の際にご報告しておりますので、今日は、この第4回目以降のことについて簡単にご説明しますが、第4回と第5回の部会では、それぞれオブザーバーの方をお招きして部会を開催いたしました。第4回は相談室ウェルの職員の方、この方は指定特定相談事業の主に成人の計画相談支援をやっている事業所の方ですので、第4回では成人の方の計画相談支援についてのことを協議いたしました。その後、第5回では、子ども発達支援センターあゆの子の職員の方に来ていただいて、こちらは障害児の相談支援事業所の方でしたので、第5回の部会では、障害児のことについてテーマを絞って検討いたしました。

その後、第6回の部会で、この2回のオブザーバーを招いての部会の内容の検討も含めて、今日ここに提示させていただいているまとめの作成を行ったところであります。その中で、この相談支援部会に関しましては、来年度も引き続き継続して検討を進めていきたいということで、相談支援部会という形でぜひ平成28年度以降も部会を継続してということも部会の意思としては確認しております。

続きまして、4番目になります。今年度の相談支援部会の中でまとめていった府中市における計画相談支援の現状と課題についてということでまとめた内容をご説明いたします。これも、成人の障害者の方に対する計画と、あとは、障害児に対する計画相談ということでそれぞれまとめております。

まず、成人についてですが、府中市の計画相談支援は、平成27年10月時点の資料では、すべての障害サービスを利用されている方のうち84%の方に計画作成を行っているということで、これは数字が大分上がってきているのですけれども、実際に計画相談支援の事業所が立てたプランではなくて、計画を利用する障害者ご本人さんやそのご家族、親御さんなどの立てたセルフプランを除くと計画の作成率は43.3%にとどまっているということですね。実際には、計画相談事業所が作成して実施しているところはサービスを利用されている方の半分以上にとどまっています。達成率の半分はセルフプランになっているということですね。特に障害児の方が、セルフプ

ランが多くなっている割合が高いことが現状の課題として言えると思います。

また、府中市は以前から、自ら望んでセルフプランを作成、私が自分で自分のサービスのプランをつくりますという方以外には、セルフプランをあまり推奨しておらず、障害福祉サービスの利用者には、その方にとってよりよい形でサービスを利用できるように、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成できる体制を築きたいということ、これは、以前から市の説明でもあることでしたので、そのことから考えると、やはり現状のセルフプランの割合は高過ぎると言えるのではないかとこのことがあります。

また、計画相談支援のサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所が府中市内に15カ所まで今年度中に増えているのですが、さらに、府中市外にある事業所で、府中市の方に計画を作成している事業所も加えますと、現在、府中市が特定相談支援事業所連絡会というものを毎月開催していますが、そこに参加している事業所が22カ所になりまして、事業所の数はかなり増えてきているのですね。にもかかわらず、サービス等利用計画への計画相談の導入が十分に機能していないというところがあります。事業所によっては、計画の作成数や自分の事業所で計画を行う人に作成できますという対象となる方の範囲をかなり狭めているというか、相談があればどんな方でも受け入れますとなかなかお答えできないような事業所も実際にあって、幅広くやれているところと、なかなかそうになっていないところで、1つの事業所の中にも差が出てきていることが現状であります。同じ法人内のサービスの事業所利用者のみを対象にしてサービス等利用計画を作成している事業所もあって、対象者が広がってっていないという現状があると思います。

同時に、同一の法人で計画相談事業所とサービス等を提供する事業所を運営しているところが、同じ法人の中に自分が利用しているサービスの先と、あとは相談をするときがあって、果たしてそれで相談支援の客観性や第三者性がきちんと保たれているのであろうかといったところも、実際に危惧される点ではあるかと思えます。現行では、計画相談の作成率を100%にするという、これは国からもかなり言われていることだと思えますので、そこがやはり最優先課題という認識もあって、数をこなすことが優先されてきているところがありますが、ここに来て、やはり相談支援専門員の質の問題、国と事業所間での質の問題が大きな課題としてクローズアップされてきていることは言えるかと思えます。これが成人の障害者に対する計画相談の現状と課題のまとめになります。

続きまして、今度は障害児に対する計画相談についてです。

まず、府中市内で障害児を対象とした計画相談支援の指定を受けた事業所が10カ所あるのですが、この10カ所の中で、実際に障害児の方の計画を作成しているところは少ないのですね。10カ所全部が実際に稼働しているわけではないということです。これは、特に障害児の場合には、子供のころから療育という視点が必要になってくることもありまして、成人の障害者に対しての支援とはまた別の専門性が求められ

るところもあって、なかなか相談支援事業所1カ所ずつに、療育の視点を取り入れた相談支援のノウハウが実際に備わっていないのではないかということがあります。

府中市内には、療育の支援をやっているところとして、都立多摩療育園と、それから、子ども発達支援センターあゆの子という2つの施設がありますが、発達が気になる子供を持つ親御さんにとって、この2つが一時的な相談窓口として今までも機能してきているかと思うのですけれども、この2施設は、どちらも計画相談支援は実施していないのですね。多摩療育園は都立の施設でいらっしゃるの、より広域的なところの活動に携わっていて、府中市の方だけを対象としているわけではないといった事情があるかと思います。

あゆの子の職員の方に、5回目の部会のときに来ていただいたときにも、あゆの子は、親御さんからの最初の発達相談を受けながら個別の療育をやっていたり、あるいはグループ等で行う外来の部門を持っているのと、あと、児童発達法に基づく児童発達支援の事業としての通園をやっているという説明を受けたのですが、外来部門のグループ活動に参加するお子さんだけでも200人以上いるわけですね。通園の部門は33名の定員で、計画作成はこちらも必要になるのですけれども、現在のところは、やはりほとんどセルフプランになってしまっている。さらに、受け入れが、定員もある関係で、新規利用者の3分1は受け入れを断らざるを得ないということにもなっていて、あゆの子につながっていれば、あゆの子の外来部門でサポートもできるのですが、あゆの子に通園できなかったような方たちは、果たしてどこで相談支援を継続すればいいのかということは、やはり非常に大きな問題として指摘されるかと思います。

このところ、1歳半検診などで子供の発達の遅れやその偏りが早期発見されて、それに早期に対応しようということが施策の流れとして来ているかと思ひまして、それがあゆの子や多摩療育園を利用するお子さんの数が増えていることとつながっていくのですが、実際に早期発見・早期対応されて、相談に来た方に、既存の障害児に対するサービスの体制だけでは十分見切れないことが、現状でははっきりしてきているかと思ひます。

特に、障害児の支援に関しては、親御さんへの支援がとても重要で、お子さんが障害児であるということを判定される、診断されるといったことが、親御さんの気持ちの揺れにとっても大きな影響を及ぼすということもありますので、障害児だということをまず親が受け入れるかどうかということにとっても大事な親御さんのプロセスもありますので、その部分をきちんと初めての相談の段階から、では、具体的に障害児としてのサービスを利用していきましょうということまで一貫して相談支援として担っていけるような体制は、まだなかなかないのではないかといったことは現状であると思ひます。

さらに、お子さんが就学して、小学校以上に上がっていきますと、あゆの子でやっている通園の事業のようなものは利用できなくなっていくので、未就学児の相談

が増えている一方で、学齢期に達した以降の障害児の方の相談支援も引き続き継続してやる体制が不足しているのではないかといったことも現状の課題として指摘できるかと思えます。

これらのことを踏まえて、次の5番では、今年度の時点で部会として、そういった現状に対して、課題として解決に向けた方策を提言できることはどんなことがあるかをまとめています。

こちら、まず、成人の障害者の計画相談についての提言ですが、まず1点目としては、各指定特定相談支援事業所に、計画作成の対象者を広げてもらうことが必要です。同一法人のサービス利用者を対象に計画作成している事業所には、市役所が少しずつ違う対象者を紹介していくことで、さまざまなケースの計画作成を実地で経験していってもらって、経験を積んでもらうことが必要であるということですね。

計画作成を行う相談支援事業所にフォローする体制を構築することも必要です。府中市の中のケースワーカーさんあるいは保健師さんが、経験の少ない相談支援事業所と協働で相談支援を行うといったような体制をよりつくれるといいかということもあります。

それから、相談支援専門員の質の向上を図るための研修を府中市内で指定特定相談支援事業を対象に行うことが必要です。特に、相談支援従事者の初任者研修、これは東京都などが実施していますが、これを受けると、相談支援専門員として計画を立てられるのですが、実際に、研修を受けただけで、計画作成をほとんどやったことがないという職員を対象にした「初心者研修」といったようなものを早急にやる必要があるのではないかと。今、特定相談支援の連絡会を府中市では開いておりますので、この連絡会と協力して、来年度以降、研修会の企画が急務ではないかということです。

さらに、4つ目としては、障害福祉サービスの利用者が65歳になった際に、介護保険のサービスが原則優先されることになっていますが、これが、計画相談を行いながら、ご本人自身のニーズに合わせて障害福祉のサービスを継続する場合と介護保険へ移行する場合をご本人の意思で決定できるように、府中市としても配慮することが必要ではないかという点も上げさせていただきました。

次に、障害児に対する計画相談支援に対しての提言ということになります。

こちらは、障害児の相談支援は、お子さんの発達を支援するという療育の支援をもって行うことが必要ですので、各事業所の相談支援専門員が、障害児の相談支援に対応できるよう、こちら府中市として独自の研修を行う必要があるのではないかと。この辺も、東京都の行っている初任者研修や現任研修だけでは、残念ながら、現状では障害児の支援に対するところを十分カバーできるような研修の内容になっていないと言わざるを得ないところがありますので、やはり市としての独自のフォローアップの研修が必要になるのではないかと。思えます。

それから、府中市内に児童発達支援センターを設置することが、現状から考えて必要ではないかということです。国の基準にのっとると、人口10万人に1カ所、児童

発達支援センターをつくることになっていきますので、府中市は25万人ぐらいの人口がいますから、2カ所設置する必要があるわけですね。多摩療育園は医療型の児童発達支援センターなのですが、都立の施設ですので、これを1つにカウントするのはいかがなものかと思っておりますので、やはり2カ所設置が必要なのではないかと。児童発達支援センターができると、現在、あゆの子で担っている初回の相談から、そのままそれぞれの事業所がやっている指定特定相談のところまで一貫して支援を行うことができ、1人の障害児の方が成人していくまで、ずっとその相談支援を継続できる体制、その部分の根幹になるところのセンターができるのではないかとということですね。

児童発達支援センターの設置をやはりしていただきたいと思うのですが、そこができるまでは、あゆの子や多摩療育園と市内の指定特定相談支援事業所や児童発達支援を行っている事業所あるいは保育所等が連携して療育支援を築くための体制を、府中市の主導で連絡会等を定期的に開催して連携していく体制を築く必要があるのではないかと提言いたします。

最後に、平成28年度以降の相談支援部会の活動についても少しまとめました。

平成28年度以降も相談支援部会としては引き続き部会を開催したいと考えております。そして、引き続き、この第3層というのは、平成27年3月の報告のときにまとめた概念なのですが、サービス等利用計画の対象者となる方たちへの相談支援の部分を中心に検討していきたいと思っております。

その中で、府中市内で活動している各相談支援事業所に、やはり現状の課題や、今後どこまでその活動を発展させていく可能性があるのかを知るためにアンケート調査を行うことを来年度は計画しております。

また、指定特定相談支援事業所の中でも、計画をすぐ立ててくださいということではなく、計画を立てて、サービスを利用するもっと手前の段階で、相談が必要な方たちの相談を随分たくさん受けていらっしゃるということがわかってきましたので、本来、計画を立てて初めて報酬が入ってくるという活動を皆さんしていらっしゃるのですが、その前段階の丁寧な相談支援の部分をやればやるほど無償の活動になってしまという矛盾があるわけですね。この点を踏まえると、やはり指定特定相談支援事業所の活動を底支えするような府中市としての独自の補助や報酬のあり方が相談支援事業所に対して必要ではないかということもありますので、平成28年度の部会の中でそういったものも具体的に、どんなことが補助としてあればいいのかといったことも検討していくことができると考えております。

会長

非常に端的にまとめられてよくわかりました。年度当初には相談支援部会をしましょうと言って、何を相談しますかと言われて、どうなることかと思いましたがけれども、いろいろ課題を整理していただいて本当によかったと思います。

この4番につきましては、来月あります障害者計画推進協議会に自立支援協議会か

らの意見ということで提出させていただきたいと思っています。正副会長は障害者計画推進協議会の委員として、この自立支援協議会の意見を取りまとめて、その計画に反映していくことが重要な役割の一つでございますので、この部分については、このとおりになるか必要な部分だけ抜き出すか、ちょっと相談させていただきませうけれども、そういった形で提出していきたいと思ひます。

あと、私からお願いといひますか、今、計画相談に関する問題点をいろいろ挙げていただひているのですが、今後、来年度以降も継続していくというご意向もありませんので、モニタリングを通して出てきた課題といひたものもある程度抽出していただけると、今後の次の計画作成の際の意見を出す際の強力なデータといひますか根拠になりますので、そういった部分もあわせて出していただけると非常にありがたいかなといひるのは会長としての意見でございます。

皆様から、今の相談支援部会の報告についてご質問がありましたら伺ひますが、いかがでしょうか。

委員

丁寧な報告ありがとうございました。初歩的な質問で本当に申しわけないのですが、4番のところセルフプランの割合が書かれております。私は、このところ詳しくはないのですが、セルフプランの割合が高い感じですが、どのくらいが適正なのかといひることがあるのかどうか、もしあれば教えていただひたいといひのが1点あります。

それから、下から2つ目のところに、通所先と相談先が同じ場所にある場合、これは介護保険とかでもケアプランが問題になっていたかと思ひますけれども、セルフプランが多いからセルフプランを解消していくのか、その辺のバランスが私もよくわからなくて、ちょっと教えてもらえれば助かるなと思ひます。よろしくお願ひします。

委員

まず、セルフプランについてですが、私自身がいろいろ国から出てくる資料などを見て解釈している限りでは、セルフプランといひるのは、あくまでもご本人が、自分自身で、自分の計画は私が立てることが一番いいと思ひているので、私が出したプランでお願ひしますといひ、ご本人の自主的な意思があつて成立するものだと国は定義していると思ひます。これは、障害者の自立生活運動の中で、自分自身が地域で暮らすために必要な計画を自分自身でマネジメントしてやっていこうといひような流れはずっと昔からあると思ひますから、それはセルフマネージドケアとかとおっしゃる概念があるかと思ひます。その流れを酌んで国がサービス事業計画をつくるといひ施策を立てたときに、セルフプランの部分を残そうといひようなことであるものだと思うのです。ですので、基本的に、ご本人が、何かのサービスを利用する場合に、サービス利用計画を立てることが前提で、誰かにやってもらふのではなくて、自分自

身でやるほうがもっといいのだときちんと主張している方には出せるプランで、では、家でやってもらってもいいでしょうというぐらいのものだと思うのですね。

ですので、割合の妥当性というものはわからないのですけれども、そういう方たち以外は全部計画というのが前提だと思いますから、府中市にこれだけ、40%以上の方が自分で計画を立てますという方がいるのかというのはちょっと不思議なところでもありますので、やはりこの40数%というのは、そういう意味では適正な数字ではないのではないかと。現状どうしても、すぐにサービスを利用したいのだけれども、計画相談のどこかの事業所でやってもらおうと思っても、どこの事業所も今、手いっぱい状況でできませんとなってしまうと、サービスの支給決定自体が滞ってしまうことになりますから、それで、府中市としても苦肉の策で、サービスをすぐ使うためには、とりあえずセルフプランで出していただければ、サービスの支給決定はしますよということで数が増えてしまっているのだと思うのですね。だから、この数は適正なものではないだろうということは課題として言えるかと思います。

もう1点の、同じ法人の中でやっている件とセルフプランの研究も、これも結局、では、セルフプランでやればそれで済むのかということ、そうでもなくて、ご本人が、自分の利用しているサービスのことを、サービスを提供している当事者の事業所とは違う第三者の人に相談できること、そのことが保障されていることが必要なのではないかと考えています。

これもなかなか難しいところですが、よくうちにも相談が来るのですけれども、自分の通っている事業所の職員の困るようなこと、介護事業所にしてくれとか、こんなことに今なっているということを私のところに相談に来て、では、今度のモニタリングのときに、その方と一緒に3人で話して、では、どうしようかと解決しましょうとか、居宅介護の事業所、ヘルパーさんを利用されている方なども、今、自分のところに入っているヘルパーさんがこんな感じだということを、なかなかサービスを提供している事業所に直接は言いづらいというところがあって、そういったことを、計画相談をやっているこちらの事業所に相談してきて、いい形でサービスが提供されたり、そのご本人の意思に即した形でやるということが可能になるようにと思っています。

それが、もちろんすべての同一法人の中で事業所が全部それを調整できていないということではないですが、少し相談しづらくなる部分はどうしてもあるのではないかと。第三者性みたいなところでは、本当はより独立したほかのところはその計画を担うという形のほうが望ましいのではないかとこのところがありますので、どうしても計画相談そのものをやっていかなければいけないということで、今言ったことになっていますけれども、今後、それはなるべく是正していくことが必要なのではないかとこのことでまとめさせていただきました。

会長

うちの子どもも、去年、セルフプランではなくて、きちんと相談支援事業所でプラ

ンをつくっていただいたのですが、どうしてもつくってくださいと無理やりお願いしました。忙しいのはわかっていたのですが、お願いしたのですが、やはり客観的な目が絶対に必要だと思うのですね。本人がつくるのだったら本人の思い込み、親がかわりにつくるのだったら親の思い込み。本当にそれが当事者にとって適切なプランなのかどうかをどこかで客観的に見る目が必要だと思っていて、そのためにこの計画書は有効なのだろうと私個人的には思っているのですが、やはり極力セルフプランは避けて、計画相談できちんとつくって、モニタリングをして、評価していくというのが、より適切なサービスをその当事者が受けるために必要なプロセスなのだろうと個人的には思っています。

(4)「ちゅうファイル」について

会長

それでは、報告事項(4)「ちゅうファイル」について。こちらは事務局からご説明をお願いします。

事務局

以前に市ホームページにて「ちゅうファイル」のダウンロード配信をするということでお知らせしていたのですが、実は、まだ配信をしていない状況です。また、平成28年度予算化に向けて準備を進めていたのですが、残念ながら、今回も新規事業として通らなかったため、紙ベースでの配付もできません。そんな中で、市の内部で少し動きがございまして、今後の展開について、障害者福祉課長から報告させていただきます。

事務局

前回の自立支援協議会の中で支援ファイルのことを大きく議論していただきまして、とりあえず試行という形でも動き出そうという形になっていたかと思えます。

そういう状況のところなのですが、2年連続で予算がとれなかったということで、今回、ほかの部署と大いに議論する機会がありました。このほかの部署というのが、いわゆる政策部門であったり、財政部門であったり、福祉ではないところの部署です。

その中で言われたこととしては、今までの議論、この協議会の中で、利用する方の範囲をどう捉えるかの議論をしたのかということですね。具体的に言いますと、子ども家庭部であるとか教育委員会のかかわりはどうなのだという話を言われました。私としては、全員の活用となるとなかなか難しい部分があると。今年度については、それではなかなか進まないの、障害に特化したような形でとりあえずはもうスタートしたいという形で話をしました。

ほかの部署の意見はどういうものがあったのかということも聞かれたのですけれど

ども、予算に絡めて、例えば子ども家庭部でうちと同じような形で音頭をとってやるとなると、1学年で2,000名ぐらい府中市にはおりますので、予算的なものとしてもなかなか難しいであるとか、あとは、どうしても使わない子供も大多数いるから無駄になってしまうという議論もあったかと私も記憶しています。あと、そういう話をした中で、この自立支援協議会の中で議論されて、市長にも答申しているものであるの、何らかの形にして世に出したほうがいいだろうと。逆に、世に出さなければだめだよというような形で言われました。

そういった場合に、すべての子供たちへの対応というのは本当にしなくてもいいのかということも言われました。例えば試行か何かで進んできた中で、今後展開をする中で、すべての子供たちというものを最初から言われていなくて、途中からというのが本当にいいのかどうかという、私自身もなるほどなと思った部分があるのですけれども。あとは、障害者福祉課の事業展開が全く見えていないというところは、ちょっと内部の反省なのですけれども、そんなような意見もいただきました。

それで、余談ですけれども、羽村市で平成27年度から支援ファイルができていたのを皆さんご存じかと思うのですが、名前としては「はばたきファイル」という名称で作成しています。私もホームページから入ったのですけれども、「障害」から入るのではなく、「子ども」のほうからも入れるし、「教育」からも入れる、「障害」からも入れるという形で垣根がないのですね。どういう形で予算化しているかというところがあるのですけれども、とりあえず羽村市のほうは垣根なしになっているところがありますので、これもどうなのかなというところがありました。

ここからがご相談ですけれども、今年度はもう終わってしまいますので、来年度について、今、私がいろいろ言ったようなあたりを協議会の中でもう一度議論していただければというところがありました。私もいろいろ考えた中で、これは全く障害者福祉案の一例ということで聞いてもらいたいのですけれども、平成28年度については、市のホームページからダウンロードしていただいて、市民協働の観点から、自分で打ち出してもらう方法。あとは、パソコンの内部にも保存してやる方法というような形がとれないか。それに当たっては、障害に特化しているということではなくて、すべてのお子さん、親御さんが使えるような形ができないだろうかというところを、検討していただければと考えています。障害者だけというのではなく、すべての子供の親御さんが使えるというところが、逆に差別にならない、ソーシャルインクルージョンの視点にもなるのかなと思いました。

具体的に細かいところになりますと、パソコンがない人はどうするのかというところがあるのですけれども、どうしてもないというのであれば、紙ベースで障害者福祉課で打ち出して、使ってもらうとかということになります。

ここからは重要なことかと思うのですけれども、このことを市の広報であるとかプレスアップをして、府中市としてはこういうものができたよという形で日の目を見せてあげることが重要なのではないかと。私も、お金をかけてやる以外、全部だめなの

かと思ったら、そうではなくて、お金をかけなくても、そういう形で日の目を見せることができるのではないかと考えましたので、そのあたりを議論していただければと思います。

平成29年度については、例えば需用費のほうで紙代、インク代、ファイル代、リーフレット代であるとか、あとは書き方教室等を開く場合にも若干の予算を計上して、さらにPRに努める、そういう展開も1つあるのではないかと考えておりますので、事務局から、まずは提案という形でお話をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

前からこの自立支援協議会にかかわっておられる方はご存じだと思いますが、そもそもの「ちゅうファイル」のスタートは、すべての市民に持ていただくことが目標でございました。そうすると、例えば精神障害の方もあまりこだわらずに手元に置けるだろうし、例えば発達障害の方は、障害認定される前からきちんとこういうものを記録しておく、実際に障害と言われたときに、それまでの療育とか相談歴がきちんとわかるので、その後の早期療育にも役立つだろうということで、配布するのであればすべての方に渡すことを目指したいということをも最初から申し上げておりました。それがなかなか難しい、子育て支援課のほうでなかなかそれがうんと言わないということもあって、では、とりあえず障害のところを使いましょうと流れてきたように私は記憶しております。

そのすべての方に持ていただきたいということもあって、この構成が、今お手元にはないかもしれませんが、基本のページと追加のページという構成になっていて、基本のページは、極力障害色を消しましょうということで、ほとんど障害にかかわる記載をしないような構成になっています。そういうことを考えますと、この部分をまず最初に、基本のページを、まず、子育てであったり、教育部門であったりというところからダウンロードして皆さんに持ていただくことは、今すぐでも可能ではないかと思っています。

それに加えて、例えば発達に少し遅れがあるとか、ちょっと心配なことがあるという方に関しては、追加のページを随時つけ足していただくということでこのファイルを完成していくことが、多分望ましい使い方なのかなと思っています。まず、そんなふうに皆さんにアナウンスして、利用していただければ非常にありがたいと、私自身としては、今まで協議会にかかわってきた中はずっとつくってききましたので思っています。ほかの委員の皆様のご意見を伺いたいと思ひます。

(発言する者なし)

会長

以前、個人情報の管理についてご指摘いただきまして、その部分には細心の注意を払う必要があることは重々承知しておりますし、その辺については、配布に当たっ

てもきちんとアナウンスする必要性は感じております。それを踏まえた上で、ぜひいろいろな方に活用していただければと思っていますので、課長におかれましては、ぜひ協力していただいて、配布していただきたいと思います。

事務局

こういう形で何とか日の目を見る形でできるなという感じで、今の会長の話で私も安心しています。市役所側の子ども家庭部の考えであるとか教育の考えも、庁内で整合性を図るとか、整備しなければいけないので、できましたら、今年度中、内部でいろいろ検討させていただいて、平成28年度の第1回の全体会あたりで、そのあたり、庁内の方向性みたいなものが報告できて、皆さんに了承いただければ、7月とか8月にお披露目をしてスタートというような形が見えたかなと感じておりますので、そのような形で検討させてください。

会長

余談ですけれども、前回の会議でホームページでダウンロードできるようにしますということで、私の所属する団体の会報に「ダウンロードできます」と大々的に書いてご紹介したので、極力早くダウンロードできるようにしていただきたいと思っています。

委員の皆様にご協力いただいて、いろいろなところで紹介させていただいておりますので、ぜひ活用していただけたらありがたいと思います。

3 協議事項

平成28年度の専門部会及びスケジュールについて

会長

では、続きまして、協議事項に入ります。こちらは事務局から、専門部会及びスケジュールについて、ご説明をお願いします。

事務局

平成28年度の専門部会で協議する内容について、事務局案として2つ提案させていただきます。

まず、相談支援部会ですが、先ほど部会から報告がありましたように、次年度も継続して行うということで意見がございましたので、引き続き設置したいと思います。障害者差別解消法対応部会については、対応要領（案）の作成は今年度で終了いたしますので、新たな部会として、府中市の福祉避難所設置・運営マニュアルの作成を協議するものを設置したいと考えています。今、他の自治体を参考に福祉避難所のマニュアル（案）を作成している段階ですので、それに対して皆様からご意見をいただき

たいと思います。まだ作成中なので、今日、資料としてお配りできるような段階のものではないのですけれども、本日参考として、数部だけお持ちしましたので、皆様、回覧して見ていただければと思います。

また、部会のメンバーについてですけれども、仮に今、事務局案で決定した場合でお話しさせていただくのですが、相談支援部会の方が、引き続き同じ部会に所属していただいても構いませんし、新しい部会のほうに変更されても構いません。差別解消法対応部会の方についても同様です。相談支援部会、新しい部会、どちらを選んでいただいても構いません。本日どちらか決めるというのも難しい話かと思ひまして、会議終了後にメールで専門部会どちらがいいか選択するための用紙をお送りしますので、ご回答いただきたいと思います。人数に偏りが出た場合は、事務局で調整させていただきます。その際はご了承ください。

続いて、スケジュールについてですが、平成28年度も今年度と大体同様で行います。第1回の全体会議で資料としてお配りしているの、今回は資料は割愛して、口頭でご説明いたします。

平成28年度、全体会議が3回ございまして、第1回が5月、第2回が10月、第3回が1月を予定しています。正副会長の予定や会議室の予約の関係で多少前後する可能性はございます。その間、専門部会をそれぞれ6回程度行います。第1回全体会議の前に部会を行うこともできるのですけれども、4月は人事異動もございまして、新しい委員の依頼が済んでからのスタートとなります。そして、次年度で任期が満了になりますので、3月には2年間の協議内容をまとめた答申書を市長に提出いたします。

会長

まず、協議事項の1点目、来年度、平成28年度の専門部会の内容についてですが、相談支援部会については、先ほどの説明にもありましたとおり、継続して協議していきたいという強いご意向もありますので、こちらについては、皆さん、多分ご異論はないかと思ひていますが、よろしいですね。

もう一つの専門部会ですが、事務局から福祉避難所について、今、皆さんに回覧という形で回らせていただいております。これは事務局で作成いたしました、あくまでも案でございます。他市でもちらほらつくっているところもあつたりして、私の個人的な感想ですが、府中市はこの部分、福祉避難所の設置等に関してはちょっと遅れているのかなと思ひています。障害者の福祉避難所の指定もまだですし、今すぐ起こるかもしれない首都直下型とか立川断層とか、いろいろ危惧されている中で、このペースでいいのかなという思ひはありますので、大事な視点かと思ひますが、いやいやそうではなくて、今、自分たちが課題として思っているのはこういうことなのではないかというご意見があれば伺ひますが。

委員

余計なことを言ったら申しわけないのですけれども、先ほど「ちゅうファイル」のときに、結局、他部署の方からいろいろなご意見があって調整が必要だったという話で、それで我々、これからそういうことも考えていかななくてはいけないということがありました。私も、別の部署のときに、この福祉避難所のマニュアルで話したことがあるのですけれども、要援護者の関係があるので、障害者だけではなくて、高齢者であったり、当然妊婦の方もいたりというので、災害時に支援が必要な方の避難所だと理解しているので、そうすると、ここの協議会の中で検討が可能なのかなと、そのところがちょっと疑問なのですが、そのところだけ教えていただけますか。

会長

この件については、私も、防災担当課とかが入らなくていいですかと思ったので、事務局から説明してもらいます。

事務局

このマニュアルですけれども、静岡県の県モデルから、府中市だったらこうかなというところを直させてもらって作成させていただきました。実際に作成するに当たっては、今おっしゃられたとおり、うちだけでつくるものではなくて、まずは障害者福祉課の中で、実はこれは本当に今月に入って突貫工事をつくったようなところがあります。もうあれから5年もたってしまうという中では、何一つ福祉避難所について動いていないという自分自身の反省点から、これをやっていかなければという思いから、まずやりました。

現状としては、内部で、障害者福祉課の中だけでそれを見て、どうだろうというところをやっている最中です。今後、高齢者支援課、それから地域福祉推進課、子育ての関係、子ども家庭部、なおかつ防災危機管理課も当然のところなのですけれども、そこと話を持っていくのと同時に、あとは、作成するに当たっては、当事者の意見を聞きたいというのが第一にありますので、並行していけたらいいのかなと考えています。

具体的には、ある程度、大分でき上がってはいるように見えるのですけれども、この表現はどうだろうかとか、実際こういうところで困っているところがあるよねとか、市の職員で基本は進めて、マニュアルをつくっていくことになるかと思うのですけれども、その中で漏れてしまうようなことが多々出て来るかと思いますので、同じように高齢の部門であったり、子供の部分であったり、家庭、女性とか、諸問題を抱えているところの意見も聞きながら、よりよい設置マニュアル、具体的なところができていくといいのかなと考えています。

会長

私から質問ですけれども、先ほどちょっと伺ったところで、高齢者に関しては、福祉避難所として指定されているところが数カ所あると伺ったのですが、そちらのマニュアルはできていないのですか。

事務局

ないと思います。協定的なものがされているだけで、こういった設置運営マニュアルというものはないかと思います。一応、もう既に高齢のほうには、担当係長のほうに私がつくったものを投げかけておりまして、もしあるのであれば、こういうものがありますよと反対に押し返してくるかと思うので、それがなかったということは、多分協定書だけ。協定書は見たことがあるので、協定書しか本市では今のところありません。

委員

ご存じだと思うのですが、東京都でも、区市町村向けの福祉避難所ガイドラインをつくっていますので、ぜひご参考になればと思います。

会長

災害対策基本法の改正を受けて、府中市でも地域防災計画を平成26年に改正されているのですね。この中で、避難所対策で、一応、福祉避難所というものは、名前は載っているのですが、ざっくりした説明しかなくて、本当にこれで機能するかどうかよくわからないなとは思ったので、必要な視点ではあろうかと思いますが、こちらについての専門部会を設置するというご了解いただけるのでしょうか、
(発言する者なし)

会長

事務局からの提案もございましたので、では、福祉避難所の設置マニュアルに関しての専門部会を来年度1年間協議するというご進めを進めていきたいと思っております。

所属する部会に関しましては、後ほど事務局からご案内が行くということですので、お考えいただいて、ご希望をお伝えいただければと思います。年度が変わりまして、いろいろな機関から代表されてお越しいただいている委員の皆様には、人事異動等もあるかと思いますが、ご検討いただきたいと思います。

4 その他

会長

それでは、今日の議題については、協議事項については以上ということで、では、その他、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

事務局

直接、私のほうに連絡が入った内容なのですが、文化スポーツ部より、2020年の東京都で行われる東京オリンピック・パラリンピックに向けた関係で、機運醸成の一環として、パラリンピックの公式競技をはじめとする障害者スポーツ競技の紹介イベントなど、さまざまな障害スポーツ普及啓発事業がこれから展開されていくようになっております。

本市をはじめとする都内各区市町村におきましても、今後、障害者スポーツの普及啓発を図るための事業を展開することとなっているそうで、本市といたしましても、競技性の高いスポーツ普及事業よりも、障害のある方もない方も一緒に参加を楽しむことができるレクリエーション的なスポーツの普及啓発を中心に推進し、障害のある方が体を動かすことのできる機会の増加、ひいては、地域における障害への理解促進を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、事業の実施に当たり、日ごろから障害のある方と接し、実情に精通していらっしゃるこの自立支援協議会の皆様の協力を得て、障害者スポーツについてのニーズやご意見などをお伺いし、事業実施の参考にしてまいりたいと考えているということで、文化スポーツ部から話が来ています。具体的には、アンケートであったり、こういうスポーツだったら、みんな体を動かせるのではないかとか、その辺の話を直接お伺いするなり、アンケートか何か、紙で配付させてもらって回答していただくようになるか、その辺の依頼が来ておりますので、また詳細につきましては、来年度以降、改めて説明を行うように予定しておりますので、障害のある方の社会参加を促進する障害スポーツの普及啓発のため、ぜひともご協力いただきたいということでお話が来ております。

会長

スポーツに関して。余談になりますが、障害者計画を作成する際に、スポーツの普及のところは、いつも軽スポーツ大会の実施ぐらいしか書いていなくて、障害者スポーツってこれしかないのですかというのがたしか議論になったと記憶しておりますので、どういう形であれ、障害者の人がスポーツに親しむ機会が持てるのは本当に大事なことだと思いますし、ちょうど今、舛添知事が、「パラリンピック成功なくして東京オリンピックの成功はない」とものすごく力強くおっしゃっているので、国民に関しても今非常にスポットライトが当たっている時期でもありますし、いろいろな人が、いろいろな形でスポーツにかかわれる機会があるのは大事なことだと思いますので、今後、事務局からご案内があったときには、皆様、ご協力をよろしく願います。

事務局

それでは、今後のスケジュールについてお知らせいたします。

平成28年度第1回の全体会議は5月以降を予定しております。詳細な日時は正副会長と調整の上、決定し、時期が参りましたらご通知申し上げます。

なお、本日の会議録ですけれども、正式には、来年度の第1回の会議で皆様にご確認いただきますが、人事異動などの可能性もございますので、おおむね1カ月半くらいで一度、皆様にメールにてお送りいたします。その際に、発言内容についてご確認くださいますようお願いいたします。

また、報酬を支給している方ですが、事前にマイナンバーの提供書のご提出をお願いしておりますので、本日お持ちいただいている方は、帰りがけに事務局までお願いいたします。

会長

議事録の確認については、ご協力、よろしくをお願いいたします。

1年間、全体会に関しましては3回、あと専門部会それぞれ5回、6回と重ねていただきまして皆様にご協議いただきました。どうもありがとうございました。

基本的に任期はもう1年残っておりますので、皆様継続して今年の5月にまたお目にかかるかと思いますが、異動等によって、この3月でかわられる方もいらっしゃるかと思いますので、とりあえず、1年間どうもありがとうございました。

本日は以上です。ありがとうございました。